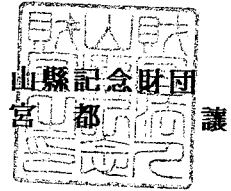


平成20年1月吉日

報道関係者各位

財団法人
理事長



「山縣勝見賞」創設についてのお知らせ

本財団は、昭和15年6月、当時辰馬汽船（その後、新日本汽船、山下新日本汽船、ナビックスラインとなり、平成11年4月商船三井と合併）の社長であった山縣勝見氏により、日本海運発展に寄与するために、産学協同の理念の下、学理と実務の統合的機関を設けることを企図して、「財団法人 辰馬海事記念財団」として設立され、その後今日まで海事の発展に貢献する事業を実施して参りました。（財団の変遷、沿革等は別添「財団案内」のとおりです）

さて本財団では平成20年1月、財団設立の趣旨である国民海事思想の普及・徹底及び海運諸現象の理解に必要な理論的研究の振興促進に顕著な業績のあった者を顕彰するため、本財団の設立者名を冠した「山縣勝見賞」を創設いたしました。

これは日本の経済産業の発展、並びに四囲を海に囲まれているわが国において国民の生活に密着しかつ重要な役割を果たしている海運を中心とした海事交通文化の研究及び普及発展に貢献された方々を顕彰し、並びにその研究成果を対象として表彰するものであります。受賞者には、賞状・賞金及び副賞を贈呈いたします。

第1回「山縣勝見賞」の募集要項は、下記のとおりです。

記

1. 応募締切日 : 平成20年4月30日（水）
2. 応募対象分野 : わが国に関連する海運、物流、港湾及びその他付随的とみなされる分野における論文、著作（共著も可）並びに業績
3. 賞の種類及び対象 :
 - ① 論文奨励賞 原則として若手研究者の海事関係論文で、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に発表されたもの
 - ② 著作賞 海事関係の単著又は共著で、上記と同期間に発表されたもの
 - ③ 功労賞 海事交通文化の発展に顕著な業績のあった方で、特にその業績の対象期間は問いませんなお、既に他の学会又は団体から受賞している場合でも賞の対象とします。
4. 推薦・申請手続 : 応募は原則として、海事関係の個人・団体の推薦又は自薦によるものとします。応募の詳細は本財団にお問い合わせください。
5. 表彰の発表 : 受賞者の氏名等は、平成20年7月21日の「海の日」の前後の日に本財団のホームページ、その他海事関連のメディアを通じて発表します。

以上

本件に関するお問い合わせ先：財団法人 山縣記念財団 事務局 郷古達也
TEL：03-3552-6310 FAX：03-3552-6311

山縣勝見氏略歴

明治35年(1902)	2月	兵庫県西宮市の灘の銘酒「白鹿」の醸造元、辰馬家一族の本町辰馬家の三男として生まれる。
大正14年(1925)	3月	東京帝国大学法学部政治学科卒業、直ちに辰馬海上火災保険(後の興亜火災海上、日本興亜損害保険)入社、その後東京新川の酒問屋 山縣家の養女、富貴子と結婚し山縣姓となる。
昭和13年(1938)	10月	辰馬汽船(株)社長
同 15年(1940)	6月	財団法人辰馬海事記念財団(現財団法人山縣記念財団)理事長
同 16年(1941)	7月	第一回「海の記念日」において海事功労賞を授与
同 18年(1943)	10月	辰馬海上火災保険(株)社長(兼務) (昭和19年2月興亜海上火災運送保険(株)に社名変更・会長就任)
同 23年(1948)	12月	辰馬汽船(株)から新日本汽船(株)に社名変更
同 25年(1950)	1月	日本船主協会会長 以後6期に亘り重任
	6月	参議院議員当選
	10月	参議院運輸常任委員会委員長
同 26年(1951)	9月	サンフランシスコ講和会議に出席
同 27年(1952)	9月	第三次吉田内閣国務大臣
	11月	第四次吉田内閣厚生大臣
同 28年(1953)	5月	第五次吉田内閣厚生大臣
同 30年(1955)	8月	第四十四回列国議会同盟会議(於ヘルシンキ)日本代表団団長
同 32年(1957)	7月	経済団体連合会海運委員会委員長
		日本海洋少年団連盟会長
	11月	興亜火災海上保険(株)社長
同 34年(1959)	5月	損害保険事業の発展に尽力せる功績により藍綬褒章を授与
同 35年(1960)	10月	日本ヨット協会会長
		運輸省交通文化賞授与
同 39年(1964)	4月	山下新日本汽船(株)会長
	10月	東京オリンピック ヨット競技会会長
同 40年(1965)	3月	学位論文「海運統制論」により明治大学大学院商学博士の学位授与
同 41年(1966)	3月	日ソ経済合同委員会日本代表
同 44年(1969)	7月	同委員会港湾輸送委員会委員長
		政府派遣ソ連極東港湾輸送調査団最高顧問
同 47年(1972)	4月	生存者叙勲として勲一等瑞宝章を親授さる
同 51年(1976)	10月	没 享年74歳 正三位に叙せられ天皇陛下より銀杯・祭料を下賜さる

以上